

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年9月17日 13時15分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市 ^{まき} 牧水泳場北方沖（琵琶湖南東部） 岡山二等三角点から真方位000°590m付近 （概位 北緯35°08.6′ 東経136°02.7′）
事故の概要	水上オートバイ ^{エルエススタイル} LS Styleは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ LS Style、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33855京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者A
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.6m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、搭乗者A及び他の友人1人（以下「搭乗者B」という。）を乗せた‘ソファ型^{ソファ}のトーイングチューブ’（以下「本件浮体」という。）をえい航して牧水泳場を出発した。</p> <p>本船は、牧水泳場北方沖を約40km/hの速力で北進中、左旋回したところ、搭乗者A及び搭乗者Bが、体勢を崩して身体を支えることができなくなり、落水した。</p> <p>搭乗者Aは、搭乗者Bと共に救助されて牧水泳場に戻った後、救急車で病院に搬送され、胸部打撲と診断された。</p> <p>本船浮体は、2人乗りであり、各座席の左右2か所に取っ手がそれぞれ付いていた。</p> <p>搭乗者Aは、本事故時、両手で本件浮体の取っ手をつかんでいた。</p> <p>船長、同乗者、搭乗者A及び搭乗者Bは、本事故当時、それぞれ固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、牧水泳場北方沖において、本件浮体をえい航して北進中、約40km/hの速力で左旋回したことから、搭乗者Aが振り落とされて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、牧水泳場北方沖において、本件浮体をえい航して北進中、約40km/hの速力で左旋回したため、搭乗者Aが振り落と

	されたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・浮体をえい航して旋回する場合は、搭乗者に危険が及ばないように十分に減速すること。・浮体をえい航して遊走する場合は、常時、搭乗者の状況を確認すること。・浮体をえい航して遊走する場合は、同乗者に後方を見張らせることが望ましい。